

権利擁護支援の地域連携ネットワークについて

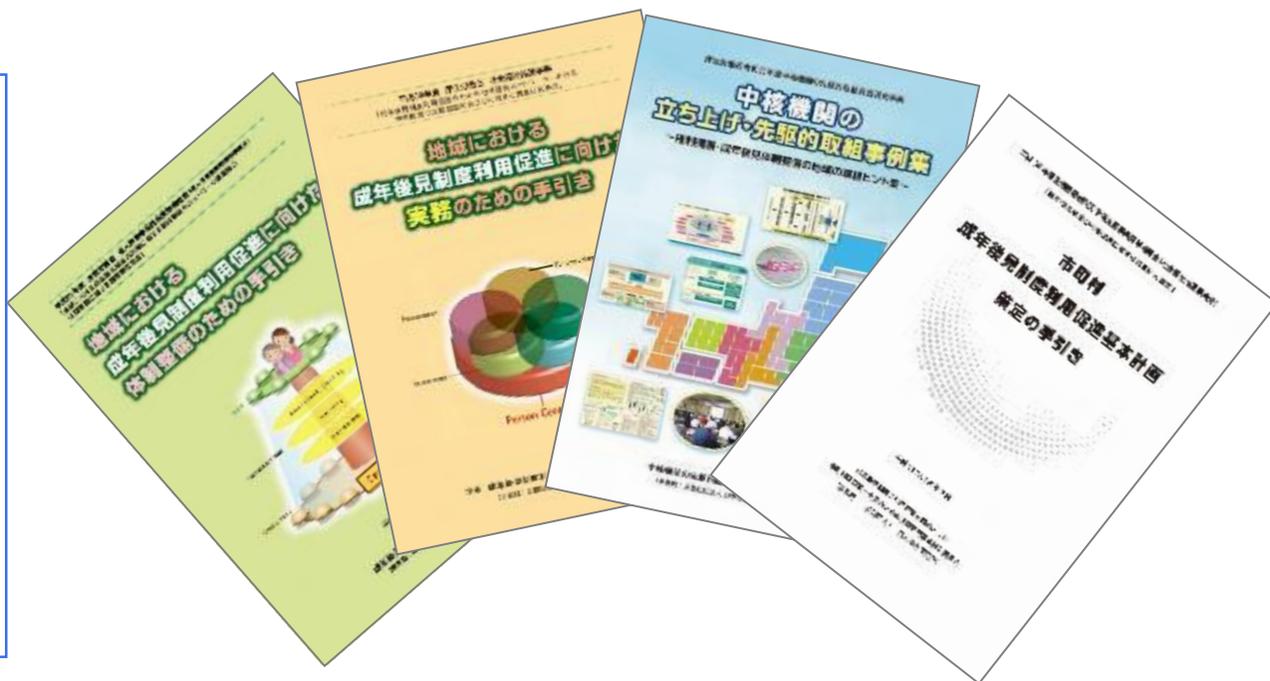
厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

第二期成年後見制度利用促進基本計画における市町村の役割

- 市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。
- 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。

役割

- 地域連携ネットワークづくり（包括的）
（協議会及び中核機関の整備・運営）
- 権利侵害回復支援における主体的取組
- 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- 担い手の育成・活躍支援
→ 都道府県と協働
- 市町村計画の策定



成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり～方向性と進め方～

- 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。
- 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、**地域社会に参加**できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）**をつくっていく。

ネットワークづくりの方向性

「包括的」なネットワーク

- 権利擁護に関する様々な既存の仕組み（地域包括ケアや虐待防止など）や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携

「多層的」なネットワーク

- 圏域などの複数市町村単位や**都道府県単位の仕組み**を重ねあわせた「多層的」なネットワークづくり

ネットワークづくりの進め方

早期に取り組むこと

- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進

広報・相談を行う中核機関を整備している場合

- 受任者調整や後見人選任後の支援へ取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、**都道府県も主体的に取り組む**ことが重要

地域連携ネットワークの機能 ～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の实情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <p>・本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）</p>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の实情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづかっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <p>・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任</p>
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の实情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p><チームによる支援の開始後、必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <p>・後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた指導や指示、監督処分 <p>・権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し</p>

第二期計画における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 ～連携・協力による地域づくり～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

(なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。)

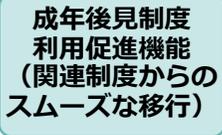
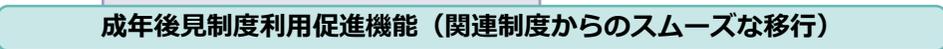
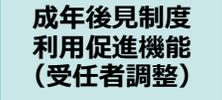
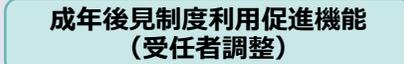
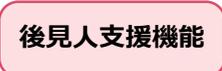
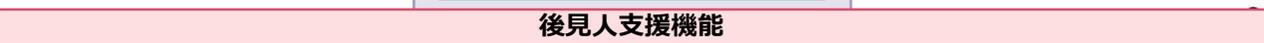
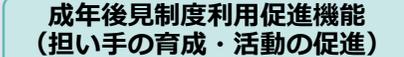
ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア 「共通理解の促進」の視点	イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透 (広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透 (相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手 (市民後見人、後見等実施法人) の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手 (市民後見人、後見等実施法人) の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者 (当事者団体、専門職団体) との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

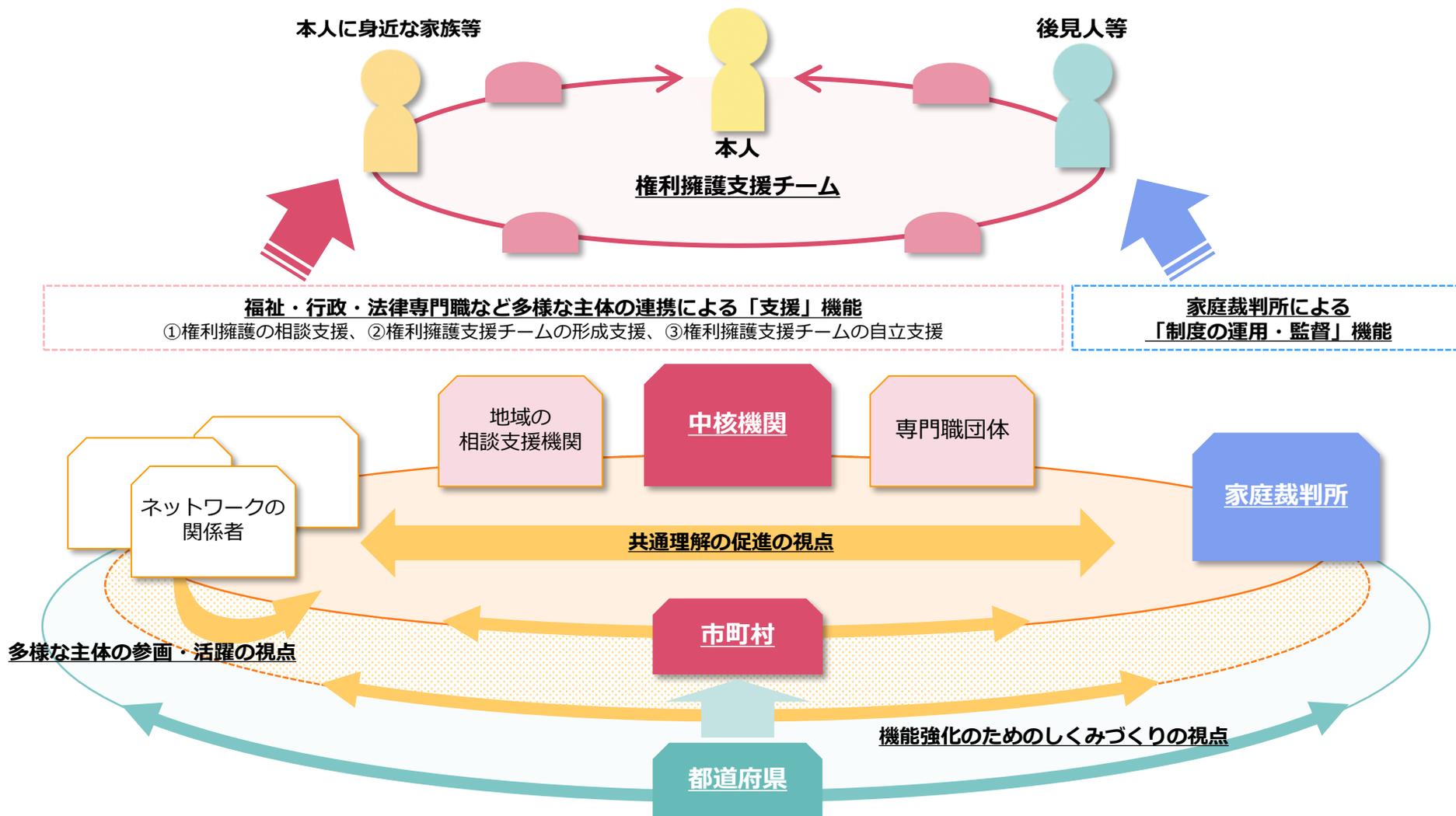
参考：第一期基本計画における4機能（**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**）と
 第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組			
		「支援」機能	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能  	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化  	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	権利擁護支援チームの形成支援機能 	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成 	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	権利擁護支援チームの自立支援機能 	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



第二期計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関

- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。
- 地域の実情に応じて、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 国は成年後見制度等の見直しの検討に併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

第二期計画における中核機関の役割

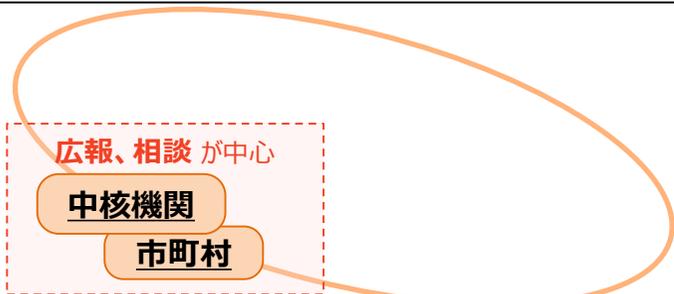
- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営等をを行い、関係者のコーディネートを行う。

第一期計画における中核機関の整備

- これまで、市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進を行ってきた。

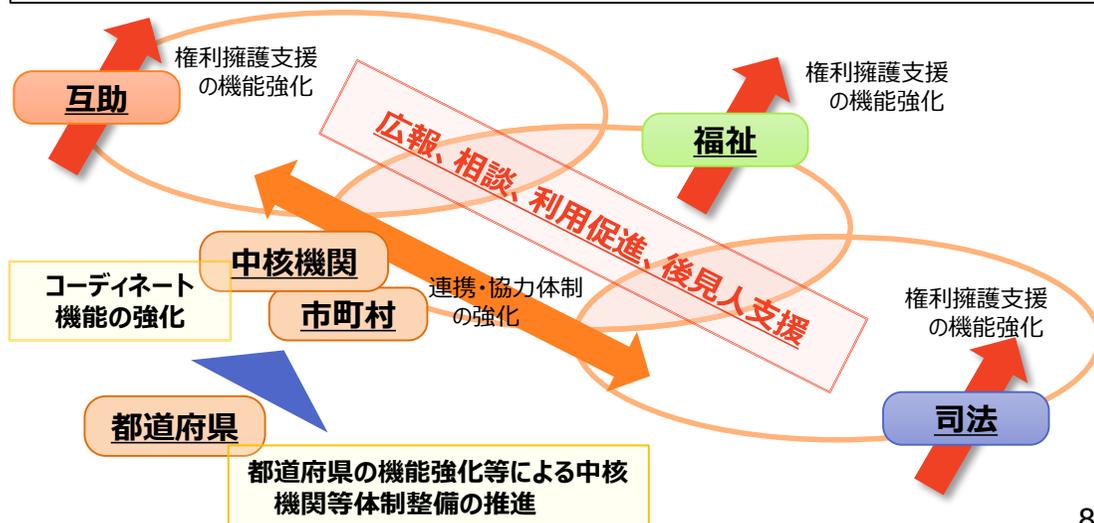
第二期計画における中核機関のイメージ

- 中核機関がコーディネート機能を発揮できるよう、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの各主体の機能効強化や連携・協力体制の強化を行う。また、都道府県の機能強化により中核機関の体制整備を推進する。



課題

- 中核機関を中心としたスキームであるため、
- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
 - 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。



第二期計画における市町村による協議会

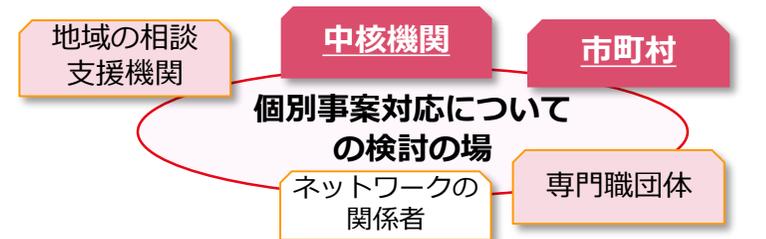
- 協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

市町村による協議会

三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能
また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施

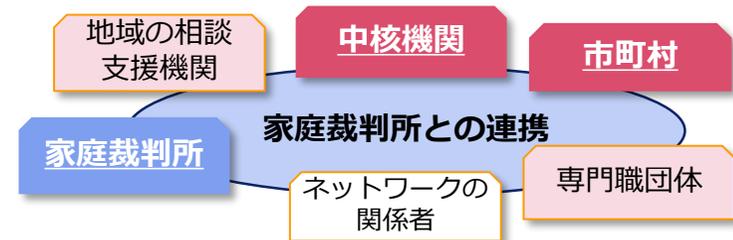
a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

個別事案対応における3つの場面（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後）において「権利擁護の相談支援機能」（旧相談機能）、「権利擁護支援チームの形成支援機能」（旧利用促進機能の受任者調整）、「権利擁護支援チームの自立支援機能」（旧後見人支援機能）の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。



b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど**家庭裁判所**との間での相互理解を図る場。



c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で**地域課題への取組について協議する場**。既存の仕組みを活用できる。



第二期計画における都道府県による協議会

- 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

都道府県による協議会

全体協議会で取り組むことが想定される内容

- ・ 担い手を確保・育成するための方針策定
- ・ 管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・ 市町村、中核機関や法人後見実施団体等、交流の機会の支援

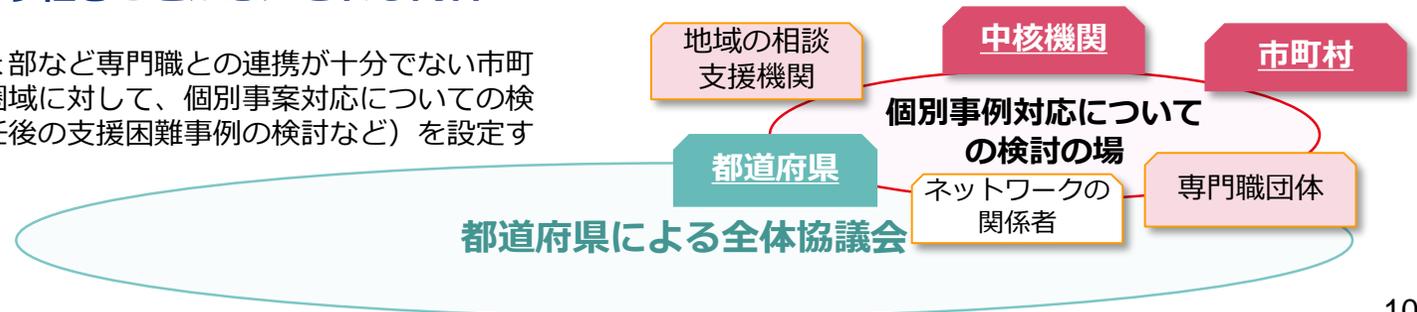


取組方針の策定へ

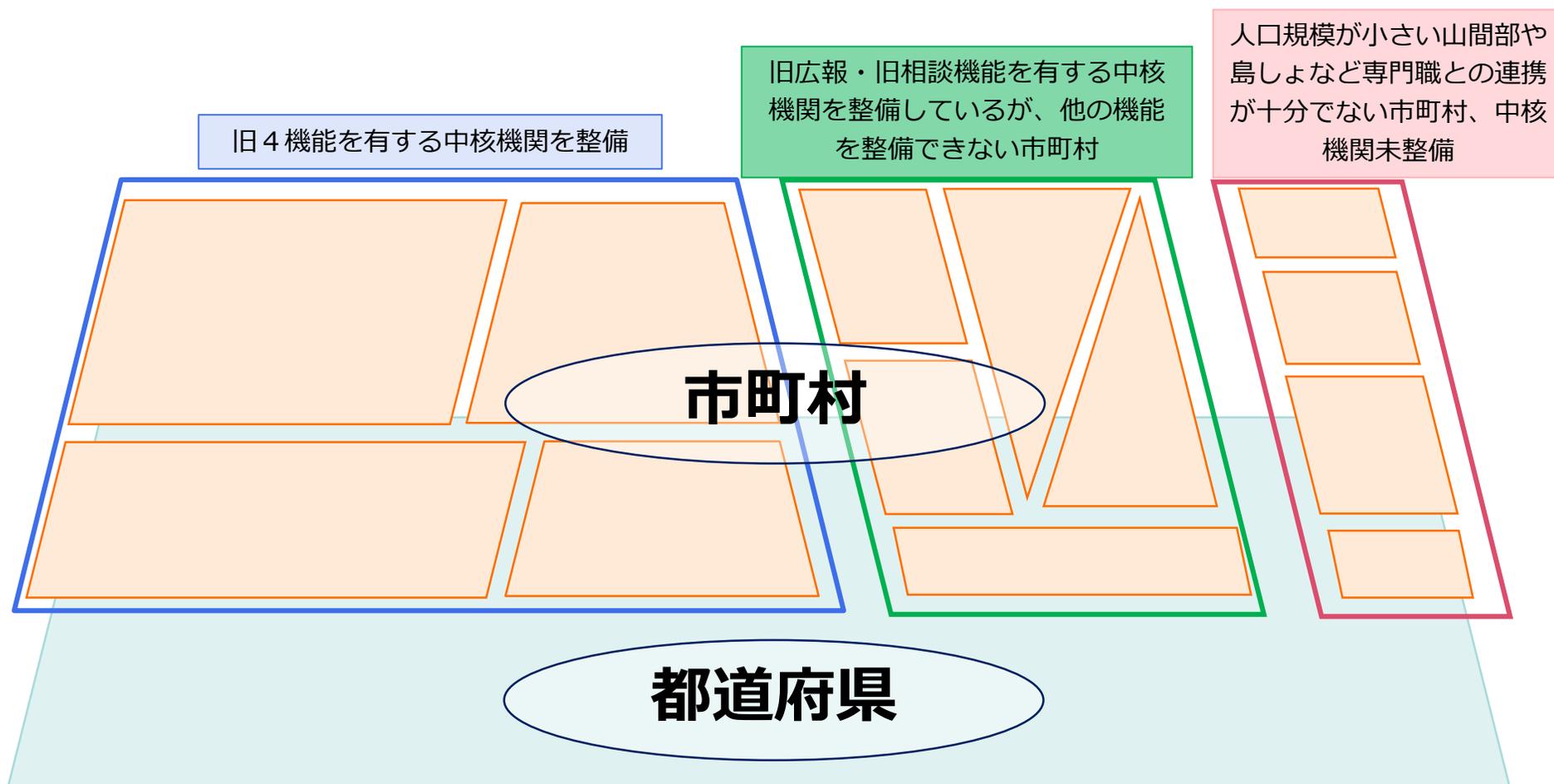


圏域単位での協議会で取り組むことが想定される内容

人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援として、一定の圏域に対して、個別事案対応についての検討の場（受任者調整や後見人選任後の支援困難事例の検討など）を設定することが考えられる。

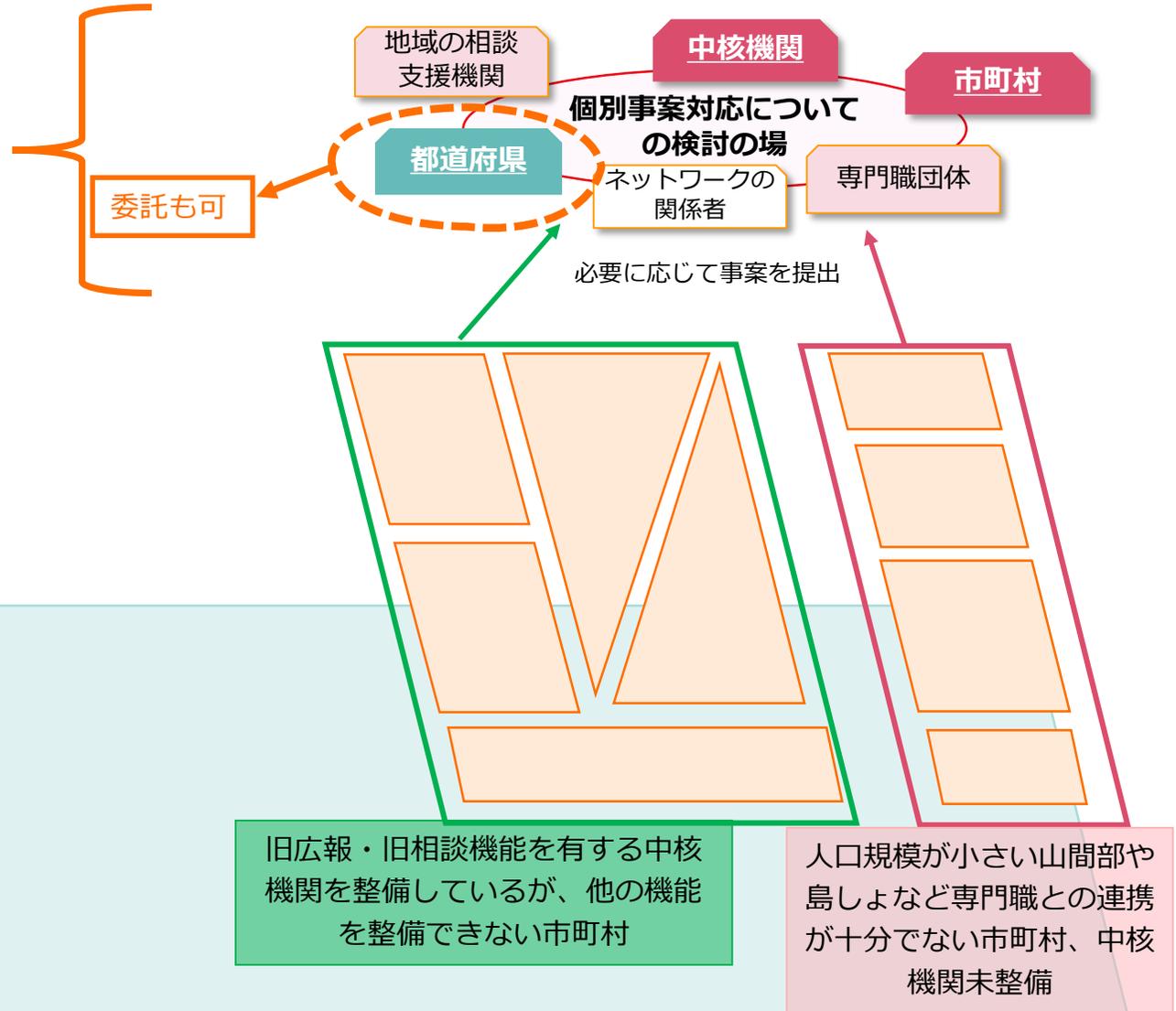


都道府県の協議会活用イメージ①



圏域単位での協議会①

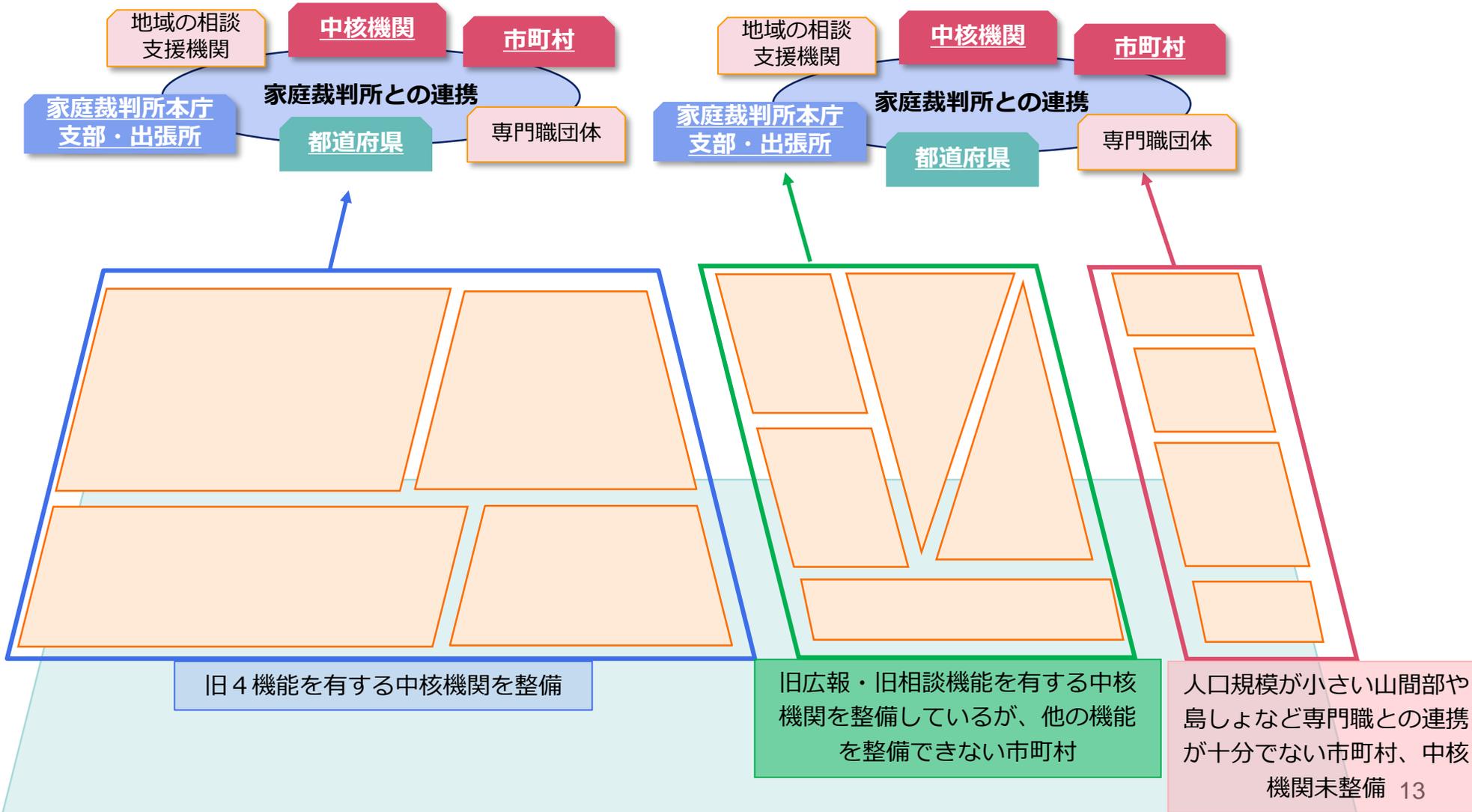
都道府県が、旧受任者調整、旧後見人支援についての個別事案対応についての協議の場を設定することで、機能拡大が進む。
中核機関未整備の市町村も、中核機関を整備しやすくなる。



都道府県の協議会活用イメージ③

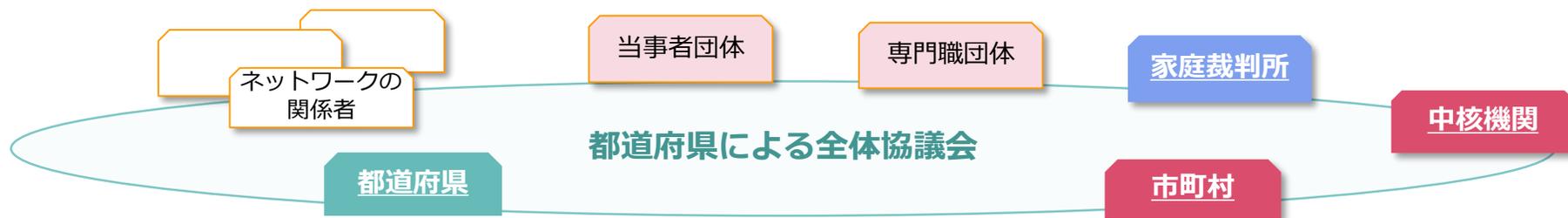
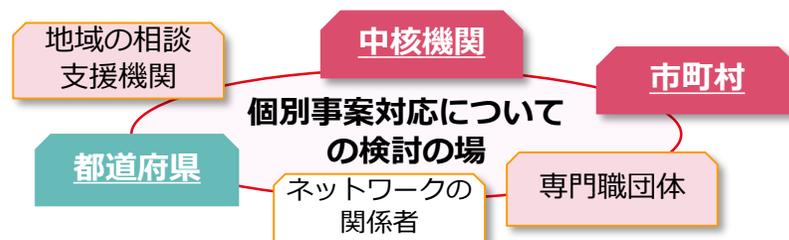
圏域単位での協議会②

都道府県が、家庭裁判所の支部・出張所をまじえて、相互交流を図る場を設定することも考えられる。



都道府県による「多層的」支援体制のイメージ例

都道府県が、目的に合わせて、圏域設定をしたり、協議会出席メンバーを変えるなど、多層的にネットワークを構築していくことが想定される。



参考) 中核機関の整備パターンの確認

※中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集における表現は第一期計画のもの

中核機関の整備パターン 直営整備

市役所・町村役場

福祉総合相談室
直営地域包括支援センター

中核機関

権利擁護の相談支援機能
権利擁護支援チームの形成支援機能
権利擁護支援チームの自立支援機能

協議会

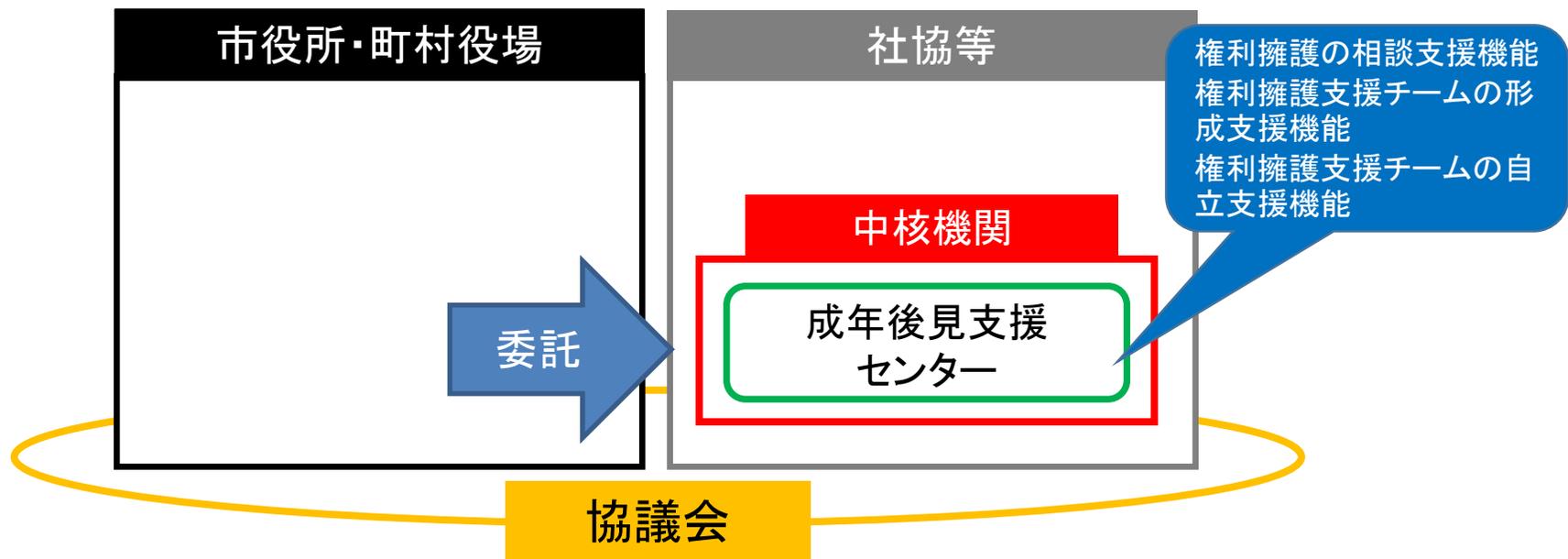
Point

- 包括的支援体制における直営の総合相談の窓口、直営地域包括支援センターがある市町村が整備しやすいパターン
- 情報収集や市町村としての決定が迅速
- 後見実務の経験がないため、後見人支援をする際に工夫が必要



福島県いわき市	p.51
群馬県渋川市	p.75
石川県津幡町	p.133
福井県坂井市	p.137
岐阜県関市	p.141
岡山県美作市ほか	p.211

中核機関の整備パターン 単独市町村が委託整備



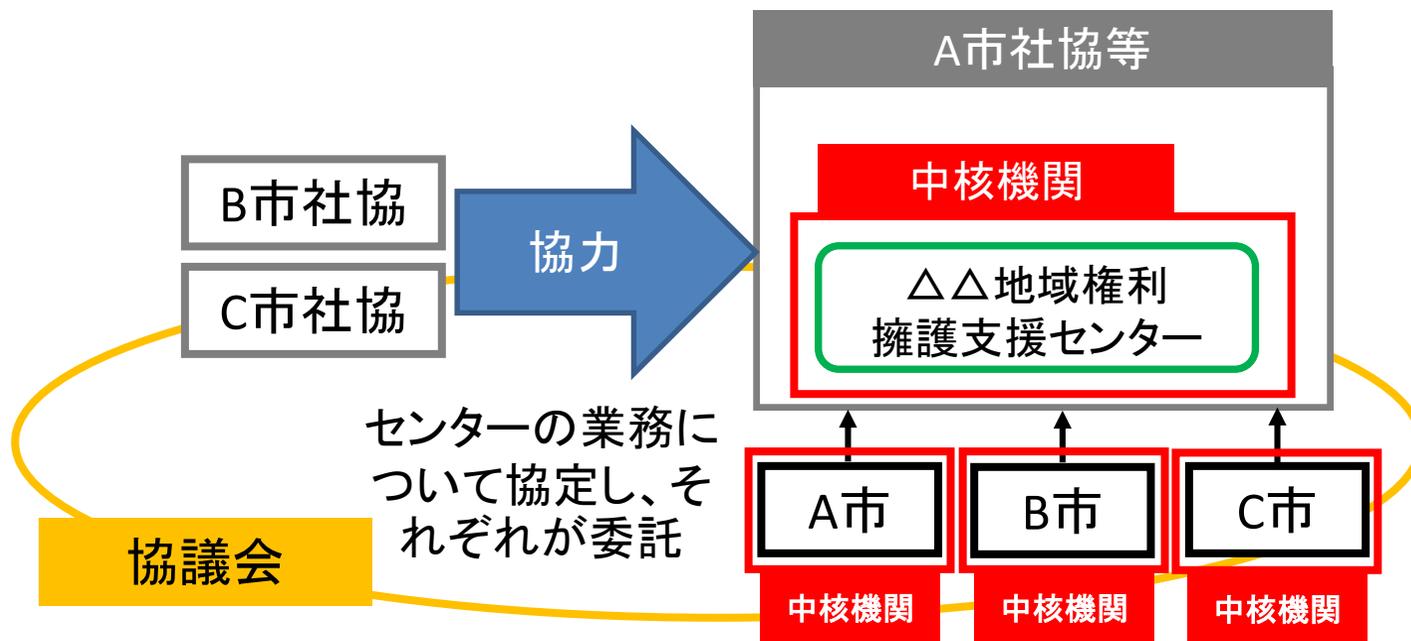
Point

- 最も多く整備されているパターン
- 社会福祉協議会に委託する場合は、日常生活自立支援事業等の地域福祉の取り組みと連動させることが容易
- 市町村長申立や市町村計画策定などの進め方に調整を図る必要がある



山形県山形市	p.47
茨城県牛久市	p.67
栃木県栃木市	p.71
千葉県浦安市	p.83
東京都江戸川区	p.87
東京都新宿区	p.91
神奈川県藤沢市	p.99
新潟県佐渡市	p.107

中核機関の整備パターン 複数市町村が広域で委託



Point

- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- それぞれの市の一次相談も中核機関とすることで、身近な相談窓口も「中核機関」として機能することができる
- 各市町村社協の日常生活自立支援事業担当者との連携を図る必要がある

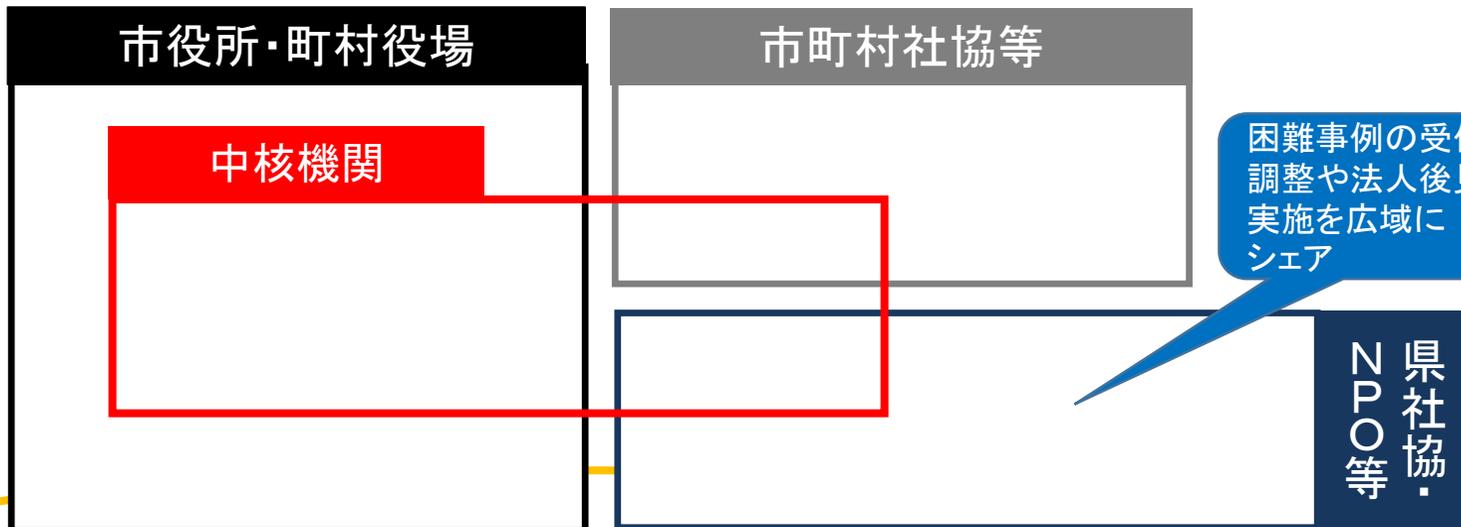


[それぞれが委託]

青森県鱒ヶ沢町・深浦町	p.35
岩手県二戸市、他	p.39
岩手県釜石市、遠野市、大槌町	p.43
長野県伊那市、他	p.115

機能分担型(機能分散型)

都道府県の
多層的ネット
ワークを活用



困難事例の受任調整や法人後見実施を広域にシェア

NPO等
県社協・

協議会



Point

- 直営⇔委託、単独⇔広域と発想を限定せず、機能ごと、主体ごとに役割を整理して整備することが可能
- それぞれの強みを活かすことができる
- 市町村単位で解決が困難な課題に、広域(都道府県単位)で取り組むことにより、人的・経済的負担が少なく、より専門的な支援についての体制整備が可能



[機能分散型]
香川県三豊市

p.223

緩やかな広域連携

緩やかに
機能を整備

A町社協

2階建て

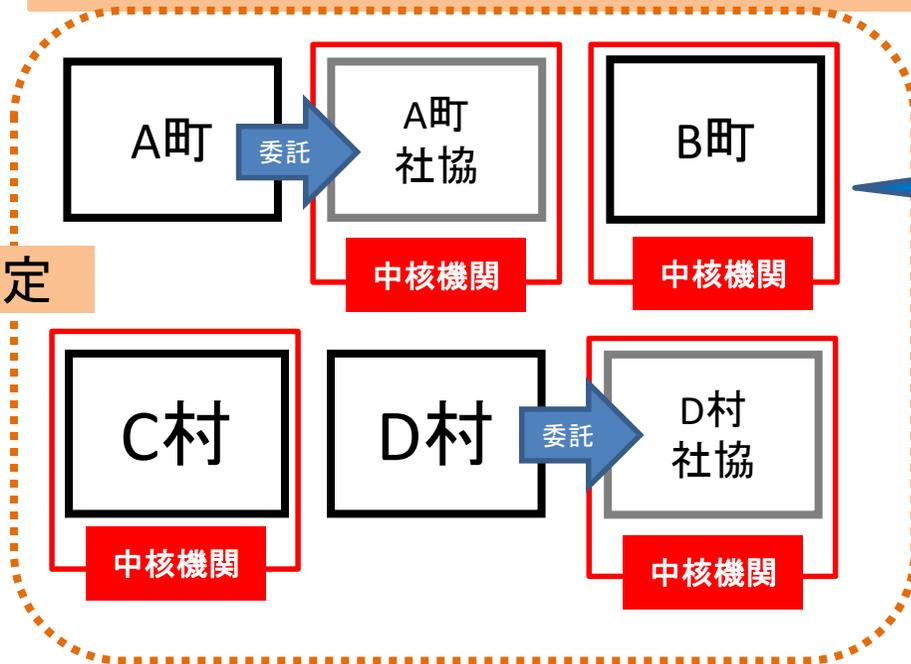
市民後見人の養成は、3年間の協定により、
緩やかに広域連携で取り組む

協定により、ゆるやかに連携して一部事業を実施

1階建て

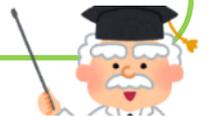
権利擁護の相談支援機能
制度や窓口の広報・周知

協定



Point

- それぞれの市町村の「委託」「直営」の
選択が活かせる
- 広域のスケールメリットを、「中核機関」
として固めることなく、「協定」で取り組
むため、取り組みやすい



[穏やかな連携]
北海道京極町

p.16

4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

任意後見制度の利用促進

○ 近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、**地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化**している。そこで、**人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要**がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、**周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切**である。したがって、**市町村・中核機関は、周知・相談のしくみづくりを中心に役割を發揮**することになる。

利用状況

成年後見制度利用促進専門家会議 第4回中間検証ワーキング・グループ（R元.12.26）の法務省報告（資料4）によると・・・

- H30年10月～1月の2か月間の約1,900件の任意後見契約を対象として、全国の公証人に対して、アンケート調査を実施。
- 移行型が全体の約4分の3。将来型が約4分の1。
- 任意後見受任者の属性として最も多いのは本人の親族、全体の約7割。次に多いのが専門職者、全体の2割弱。
- 契約している平均年齢は約80歳。（R元.7.29時点の登記記録の分析）
- 監督人が選任されているのは閉鎖登記を事件を除く全事件のうちの3%（R元.7.29時点の登記記録の分析）

第二期計画における取組

周知・広報等に関する取組

- 市町村・中核機関は周知・相談の仕組みづくりを行う。
- 地域連携ネットワークの関係者、公証役場や法務局等の関係機関の連携した周知（例えば、公証人が遺言制度と併せた制度の周知）、地域包括支援センターによる周知、認知症地域支援推進等の取組と連動した周知、高齢者の生活支援サービス等の利用をきっかけとした周知などが考えられる。
- 周知の内容：専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、判断能力低下の際には任意後見監督人選任の申立てが必要であることを含める。
- 社会福祉協議会を含めた適切な担い手の育成を進め、担い手の情報を広く周知する。

制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

- 契約締結時の公証人による監督人選任申立ての必要性についての丁寧な説明
- 専門職団体から専門職への、監督人選任申立ての必要性についての周知
- 地域の実情に応じて、中核機関や地域包括支援センター等が、権利擁護支援チームによる見守りと必要な事案において連携し、権利擁護支援が必要な場合に監督人選任申立てを促すしくみをつくる。
- 国は適切な方策を検討、制度の見直しも検討。

担い手の確保・育成

- 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。
- 平成24年から、市町村が中心となって市民後見人等の育成を進めてきた。しかし、現状として、市民後見人の養成に取り組んでいる市町村は2割程度にとどまっている。その理由としては、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、単独の市町村では、養成を行うことが難しく、また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、家庭裁判所を含めた様々な機関等との間で、後見人等として選任されることを見据えた連携や調整までを行うことが難しいからだと考えられる。さらに、成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因であると考えられる。
- 担い手の確保・育成は、広域的な課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。このため、担い手の確保・育成は、促進法第15条等に基づく都道府県による取組が必要である。

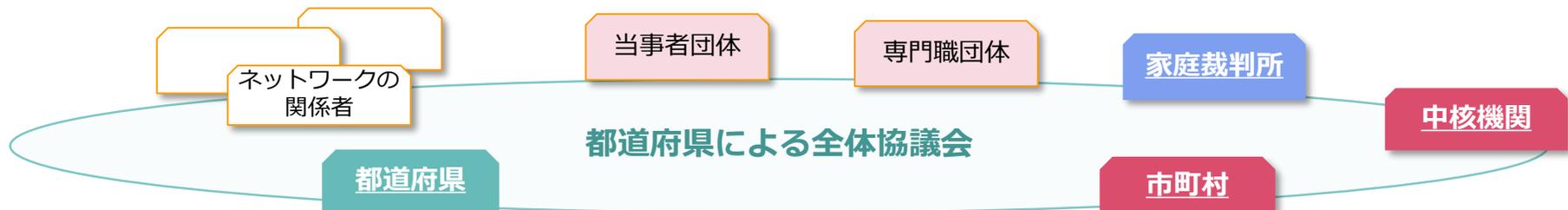
多様な担い手の確保・育成の推進

- 市民後見人の育成・活躍支援
- 法人後見の担い手の育成
- 専門職後見人の確保・育成
- 親族後見人への支援

第二期計画案における担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す。

都道府県による具体的しくみづくり

- ①市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない課題などについての情報収集・分析の実施
- ②後見活動が想定される圏域を設定
- ③市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定
- ④市町村と連携した養成研修の実施



市民後見人の育成・活躍支援

- 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民（専門職や親族ではない）であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- 第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

専門家会議での指摘



地域住民が、生活者の視線で、丁寧な身上保護・意思決定支援を行うことにより、地域住民である本人を支えている。このことによる本人へのエンパワメント効果がある。

市民後見人の活動そのものが、住民による地域課題解決の取り組みとなっている。

課題

育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ない

市民後見人養成に取り組んでいる市町村は22%（令和2.10.1）



第二期計画におけるポイント

- 地域共生社会の実現という観点も重視して推進
- 国は養成カリキュラムを見直しの検討。
国は、養成研修終了後、（選任されていないものの）**制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援**などを行っている人にふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策を検討。
- 都道府県・市町村は、カリキュラムの見直しや、**養成研修修了者の活動の受け入れ先の拡大**を行うしくみづくりを行う。
- 市町村・都道府県による市民後見人養成研修の実施。
- 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援。

市民後見人の育成支援とは

地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援



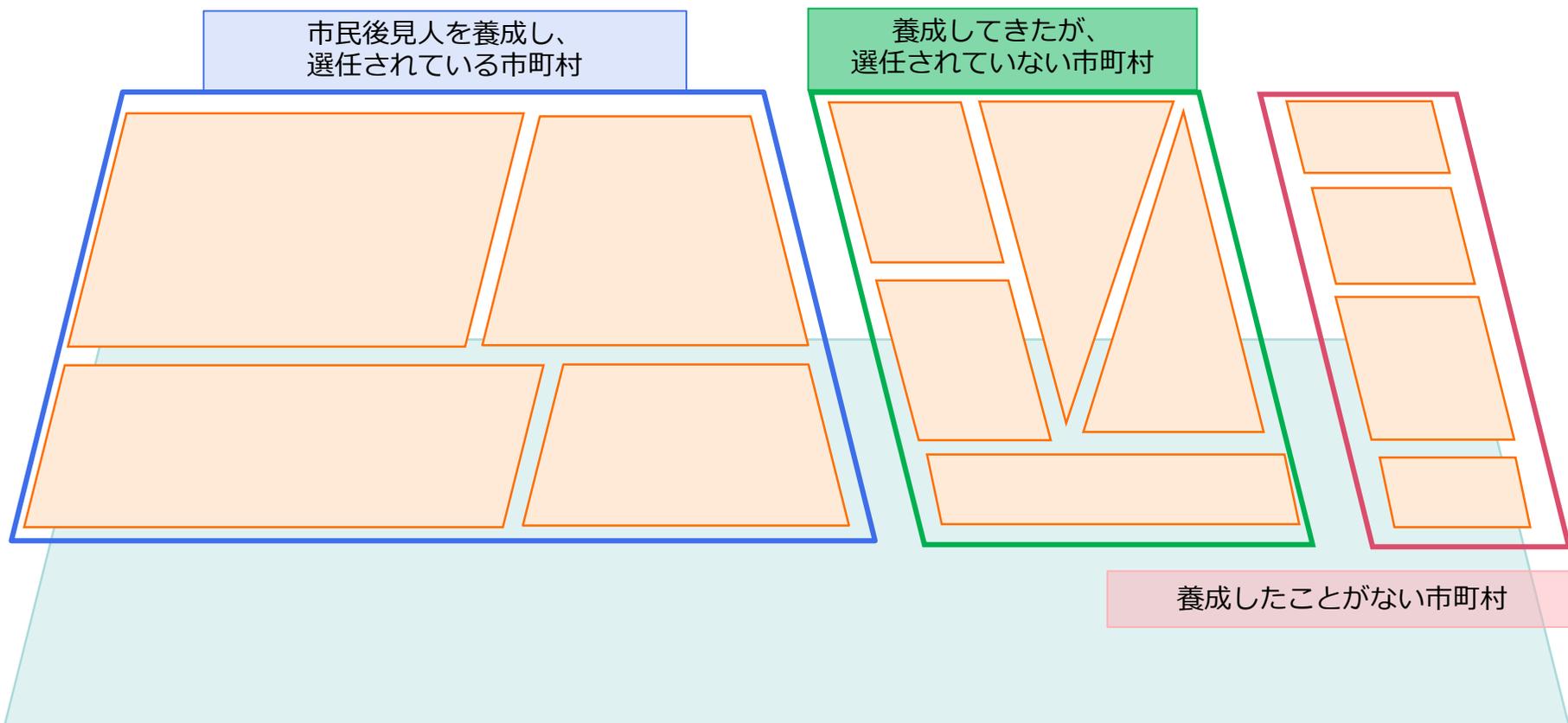
地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援

市民後見人の育成・活躍支援の都道府県・市町村の協働イメージ

① 都道府県による情報収集・分析

- 地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

情報収集・分析、圏域の設定



市民後見人の育成・活躍支援の都道府県・市町村の協働イメージ

③都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

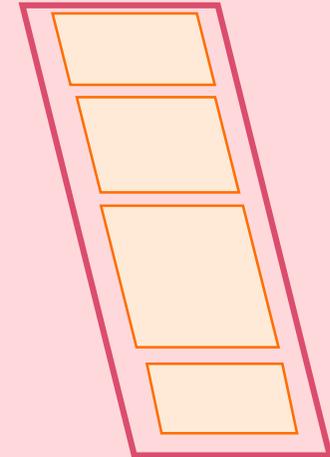
都道府県

養成研修講義部分を実施



積極的な受講案内

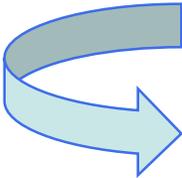
養成したことがない市町村



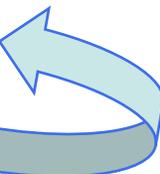
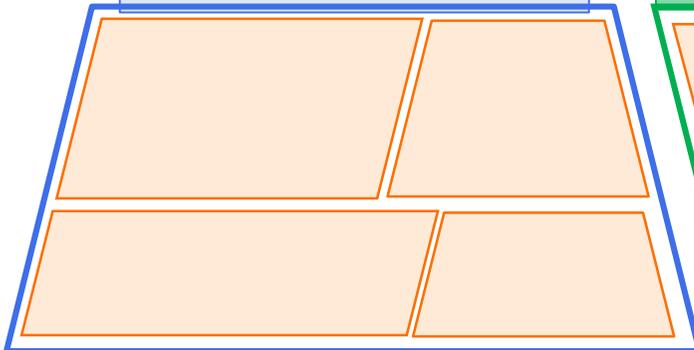
講義の一部や実習を担当



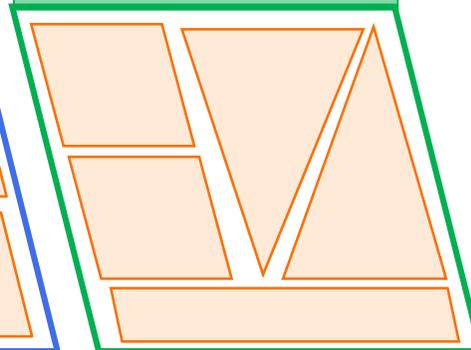
単位の互換性を認める



市民後見人を養成し、
選任されている市町村



養成してきたが、
選任されていない市町村

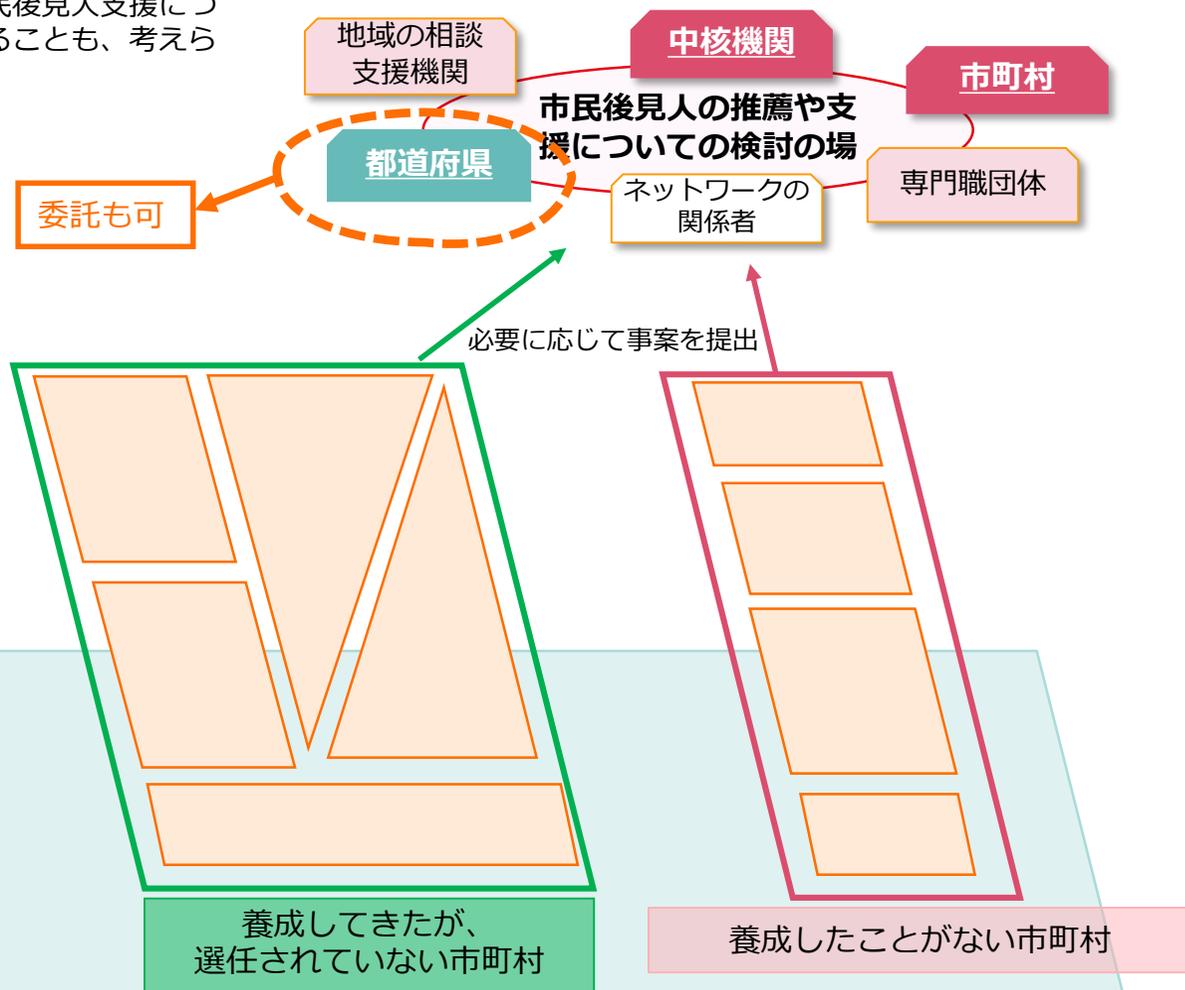


市民後見人の育成・活躍支援の都道府県・市町村の協働イメージ

④市町村による活躍支援と都道府県による広域支援 その1

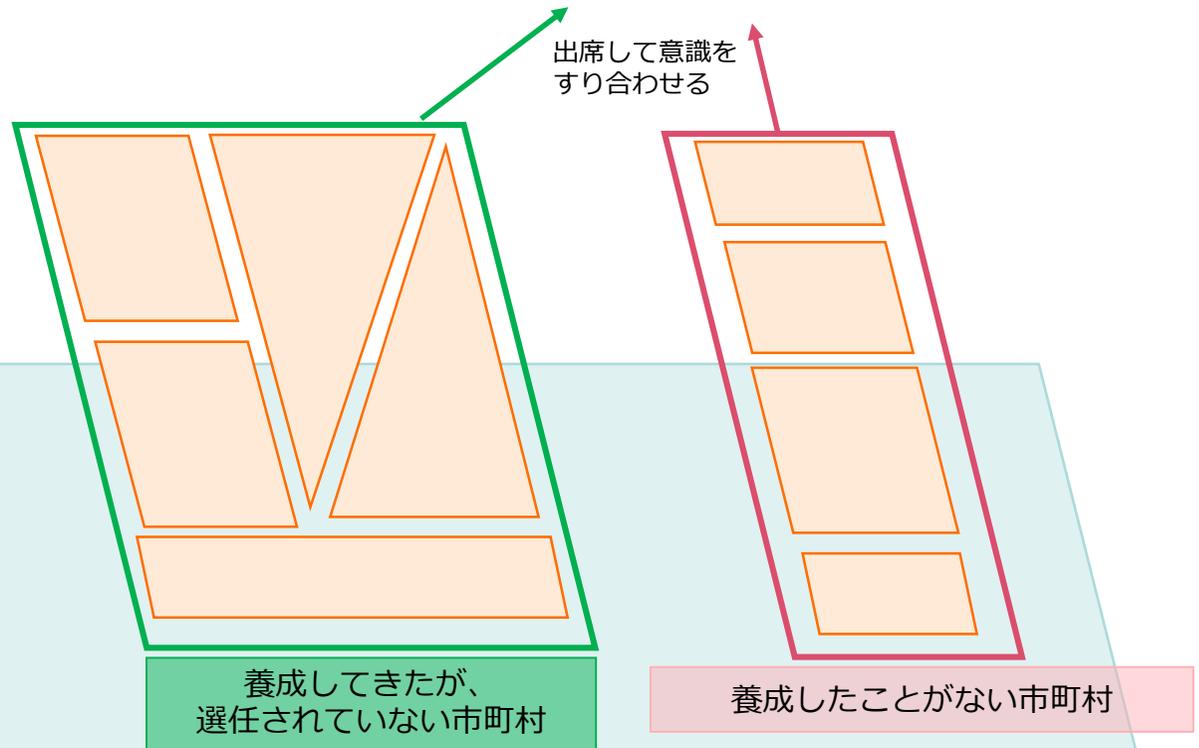
圏域単位での協議会の活用①

都道府県が、オンラインを活用するなどして、市民後見人支援についての検討の場、専門職による助言の場を設定することも、考えられる



圏域単位での協議会の活用②

都道府県が、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等についての情報共有、意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。



市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

○ 最近では、都市部や地方を問わず、身寄りのない独居高齢者やセルフネグレクトへの支援として、市町村長申立ての必要性が高まっている。全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が、適切に実施される必要がある。

市町村長申立ての適切な実施

市町村・・・地域連携ネットワークの整備・拡充を進め、制度が必要な人を発見し、相談につなげる。市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要。身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てをすることが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する。

都道府県・・・市町村長申立てに関する実務を含めた研修を実施することが期待される（市町村・中核機関職員、日常生活自立支援事業に関係する職員などを対象）。国が養成する専門アドバイザーを活用するなどにより、市町村長申立て適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが期待される。

国・・・都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てに係る各自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供。「成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議」の結果を踏まえた通知に基づき、市町村職員の理解を進める。実態等を把握し、適切に実施されるよう実務の改善を図っていく。

成年後見制度利用支援事業の推進

「第二期計画における工程表とKP」より

優先して取り組む事項	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善	都道府県による研修の継続実施
	制度の運用改善等	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施
			適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討

市町村による行政計画の策定

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。
- 市町村は「包括的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取り組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

盛り込むことが望ましい内容

<目的>

地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>

- ・ 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- ・ 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針
- ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- ・ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進の方針

策定方法

法定計画への盛り込み

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法

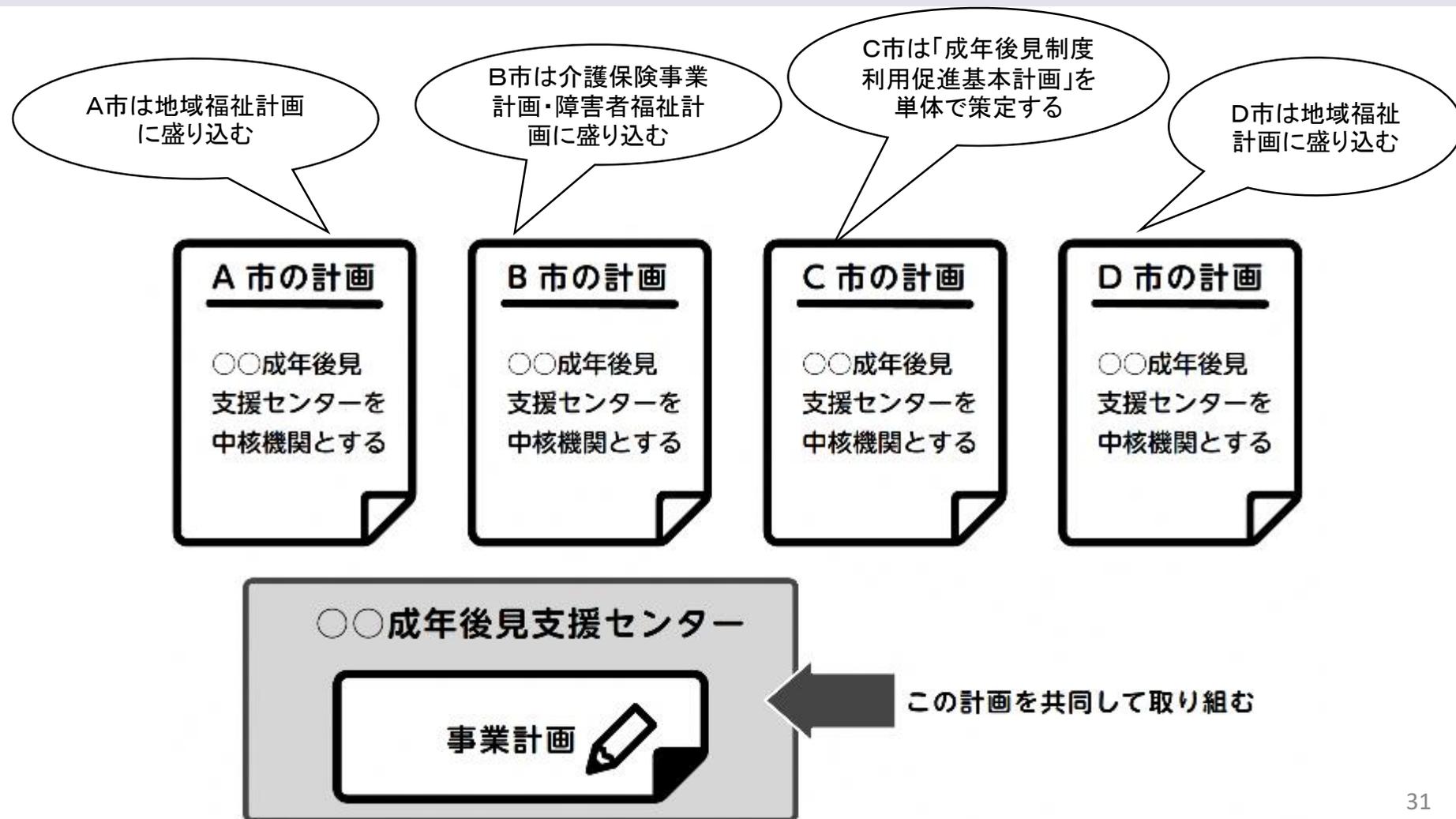
単体計画での策定

単体の計画として策定する方法

- ★協議会などにおいて、計画に当事者の声を反映し、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ★家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。
- ★中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくと、連携・協力体制が構築される。
- ★計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

中核機関を広域整備している場合の市町村計画

- 中核機関を広域で整備する場合も、市町村計画はそれぞれの自治体で策定する。（策定する方法も、統一しなくてよい）
- 中核機関の事業計画等の具体的な取組方針は協働で作成し、この事業計画を元に各自治体が連携して施策に取り組む。



都道府県による取組方針の策定

- 都道府県は「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

盛り込むことが望ましい内容

<目的>
地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>
権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>
・都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
・担い手の確保の方針
・市町村に対する体制整備支援の方針

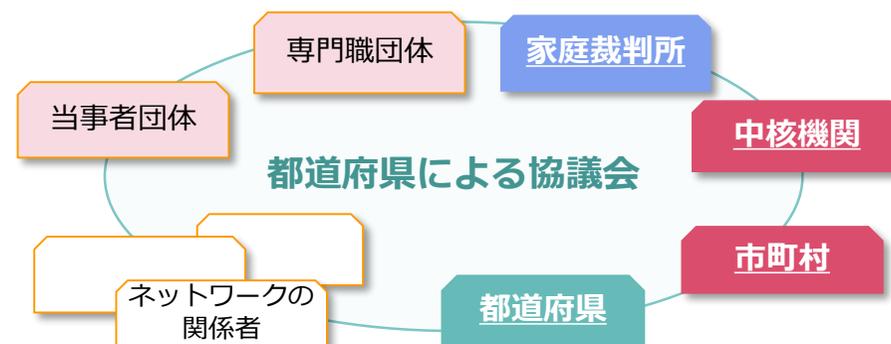
・市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

基本

できれば

策定方法

都道府県協議会で協議した内容を簡潔に整理



まずは

既存の法定計画に取組方針を盛り込む

例) 都道府県地域福祉支援計画など

できれば



第二期計画で変わった点は？

★制度の見直しへの言及

★苦情、報酬・報酬助成の見直しへの言及

★チーム ⇒ 権利擁護支援チーム

★中核機関(と地域連携ネットワーク)の4機能

⇒ (個別事案) 地域連携ネットワークの「支援」と「監督」
(地域づくり) 機能を高める取組

★都道府県の機能強化

★包括的・重層的・多層的なネットワークへ

★参加支援、多様な主体の参画

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和4年度予算）

中核機関

権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

成年後見制度の広報・啓発

<高齢者> ○ 成年後見制度利用支援事業
(地域支援事業交付金)

<障害者> ○ 成年後見制度普及啓発事業
(地域生活支援事業費等補助金)

市民後見人の育成・活躍支援

- 権利擁護人材育成事業
(地域医療介護総合確保基金)

法人後見の担い手の育成

- 法人後見支援事業
(地域生活支援事業費等補助金)

地域連携ネットワークの権利擁護支援機能を強化するための中核機関のコーディネート機能強化

- 中核機関コーディネート機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
…①調整体制の強化（アウトリーチ、有資格者配置等）、②受任者調整のしくみ化、③広域連携の実施

中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ○ 地方交付税措置

中核機関の立ち上げ

- 中核機関立ち上げ支援事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
…立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

市町村

都道府県

権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

意思決定支援研修の実施

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

市民後見人の育成等

- 権利擁護人材育成事業
(地域医療介護総合確保基金)

都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり

- 都道府県による市町村支援機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
【必須】①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施
【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

取組実施

機能強化

運営

体制づくり

取組実施

体制づくり

※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。